第87回滋賀県入札監視委員会 会議録 (要旨)

日 時	令和4年1月25日(火) 15:00~18:00
場所	県庁北新館 5 階 5 - B 会議室
出席委員	杉浦委員長、小林委員、北谷委員、中本委員、福山委員

結果

議題(1)~(3)については、事務局案で承認された。

議題(4)については、随意契約について意見を付した(案件⑥)。他の案件については入札契約手続きに問題は見られなかった。

●委員長、副委員長の選任

委員長に杉浦委員、副委員長に小林委員が選任された。

議題(1):滋賀県入札監視委員会の運営について

事務局	下記資料を事務局より説明
	(資料1) 滋賀県入札監視委員会について
	(資料2) 滋賀県附属機関設置条例
	(資料3)滋賀県入札監視委員会規則
	(資料4)滋賀県入札監視委員会運営要領
	(資料5)滋賀県入札監視委員会 日程(案)について
	(資料6)審議対象案件の抽出方法について
	(資料7) 滋賀県入札監視委員会 抽出事案輪番委員(案)
委員長	事務局(案)のとおりとしてよいか。(各委員了承)

議題(2): 令和3年滋賀県入札監視委員会報告書(案)について

事務局	下記資料を事務局より説明
	令和元年滋賀県入札監視委員会報告書(案)
委員長	事務局(案)のとおりとしてよいか。(各委員了承)

議題(3)滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

(令和3年4月~令和3年7月)

事務局	下記資料を事務局より説明
	(資料1) 入札方式別発注工事総括表
	(資料2) 入札方式別発注工事一覧表
	(資料3)入札参加停止等の運用状況一覧表
	(資料4)審議対象工事等一覧
	(資料5) 滋賀県発注工事等落札率の推移
	(資料6) 落札決定誤りの状況一覧表
委員	落札率とは何か。
事務局	予定価格に対する契約金額の割合を指す。
委員	不落率はどれくらいか。不落となった場合のその後はどうなるのか。
事務局	不落率は4~5%であり例年と大きな違いはない。不落後は設計を変えて再発注
	を行ったり、発注時期をずらしたりするなどすることで概ね年度内に契約の相手
	方が決まっている状態である。

議題(4)抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

①番号 1【令和 02 年度第 S201-38 号 大津能登川長浜線補助道路整備工事】

道路整備課 一般競争入札 (制限付き)

1
(概要説明)
事難易度対応表の「道路改築工事」に道路の新築工事も含まれるのか。
設を含む道路整備を「道路改築工事」としている。
梁が含まれていたら事業分類2になるのか。
な工事内容によって事業分類が決まる。橋梁がメインならば事業分類2に分類
れる。
工体制評価点は一律30点なのか。また、加算点については工事ごとで違う点
にとなるのか。
工体制評価点は30点としている。加算点数は工事ごとのタイプで点数を決め
いる。
札価格が全業者似ている状態。総合評価の機能が果たされているのか気にな
0
!点の仕方で逆転などはあるのか。配点を含め理想的な評価方法なのか気にな
。技術で差が付くことが理想と思う。
算点数の配点や項目など技術点については、これまで検討見直しをしてきてい
が、技術提案の部分でしか点数差が付かない状況になってきている。

②番号 129【令和 03 年度第 26-号 安曇川高校第 2 本館棟その他便所改修機械設備工事】

建築課 一般競争入札(事後審査型)

発注機関 (概要説明) 委員 最高価格の失格者と最低制限価格の差はどれくらいなのか。 発注機関 10数万円の差である。 委員 一者だけが失格とならなかったのか。 最低制限価格付近を目指した応札者が全者失格となり、予定価格で応札した業者 事務局 が落札することで落札率 100%となるケースもある。 設備ならメーカーによって価格は違うと思うが、価格を設定することに基準など 委員 はあるのか。 発注機関 複数者から見積を徴取した上で内規に従い決めている。 委員長 手続は適切と判断してよいか? (各委員了承)

③番号 376【令和 03 年度第 XH50-2 号 国道 3 0 6 号 補助雪寒対策設計業務委託】

湖東土木事務所 一般競争入札(事後審査型)

発注機関	(概要説明)
委員	業務 C とした理由は何か
発注機関	一般的な業務であるため業務 C とした。
事務局	計画立案などは業務 A に分類されるなど県として業務分類に関する基準を持っ
	ている。
委員長	手続は適切と判断してよいか?(各委員了承)

④番号 476【令和 03 年度第 8-1 号 片岡栗東線 単独都市計画街路整備検討委託】

南部土木事務所 随意契約

発注機関	(概要説明)
委員	徴取した見積もりの適切性を審議する場所などはあるのか。契約金額が契約相手
	の提出した見積どおりの結果となっていないのか。
発注機関	基準を用いて審議し審査会等にかけている。
委員長	手続は適切と判断してよいか?(各委員了承)

⑤番号9【令和03年度第90-1号 菅浦地区補助急傾斜地崩壊対策(総流防)工事】 長浜土木事務所木之本 一般競争入札(簡易型)(低入札)

発注機関	(概要説明)
事務局	今回の評価結果で営業所は0点となっている。参加要件で縛るという方法もある
	が。
委員	対象業者はいるものの、今回は応札者の中に管内業者がいない状況であった。
	選定方法を考えた方が良いのではないか。
発注機関	点数の割り振りなども検討した方が良い。
委員	自己申告された加算点は審査しているのか
委員長	落札候補者を開札後に審査している。
委員長	手続は適切と判断してよいか?(各委員了承)

⑥番号 475【令和 03 年度第 F41-1 号 彦根近江八幡線 (愛知川橋) 単独道路橋梁耐震補強工事】 東近江土木事務所 随意契約

発注機関	(事案概要や記者発表資料などを説明)
委員	随意契約と判断した妥当性は検討したのか。
発注機関	発注者として実施したものは支払うべきと判断した
委員	契約せずに業務を行わせたことを述べているが、あとの契約プロセスも問題では
	ないか。
発注機関	このようなケースは初めてであり、審査会に諮る前に協議をもっと進めるべきで
	あった。今回のケースは共有して注意喚起にも務める。
委員	そもそも随意契約に該当しないのではないか。安易に随意契約を適用しているの
	ではないか。
発注機関	新たな業者を選定していては間に合わなく、迅速かつ確実に実施できるのはこの
	受注者しかないと考え随意契約と判断した。
委員	担当職員の問題ばかりでなく、上司に問題があるのではないのか。組織的な問題
	でないのか。
発注機関	監督職員は必要な調査を確定してから契約することとしていた。組織にそのよう
	な風潮はないが、研修などを行い再発防止に努める。
委員	業者はなぜ言うとおりに施工したのか。業者との関係は適切なのか。
発注機関	対等な関係のもと本案件以外は協議書を交わして適切に施工を実施している。
委員	すべての説明資料に主語がない。県全体として記載しているのか。
	受注者の分は受注者と書かれている。
発注機関	組織として対応している意図もあった。原因究明の際には明確に主語を表記し、
	まとめることとする。
委員	6月に東近江地方審査会が開催されていると思うが、この段階で2月に行われて

いることは説明されているのか。そのうえで承認がおりているのか。

発注機関 既に実施済みと説明した。

委員 そこで問題意識は持たれなかったのか。審査会としての機能は果たされていたの

か。

発注機関 その時はそこまで感じていなかった。

委員 │ │ 今回発表された再発防止策にも審査会の機能改善については書かれていない。

委員長 二重三重のチェック機能が機能していなかったということではないか。担当職員

は認識していたが審査会のメンバーは気づけなかったのか。その点が問われてい

る。

発注機関 審査会ではそこまで深く考えていなかった。

委員長 それはチェック機能が機能していなかったということになる。

委員 監視委員会の指摘が本当に意味をなしているのか。形式として流れているだけで

はないのか。

委員 随意契約の適用条文に則した要件が書かれていない。施行令の要件を念頭に置か

ずに随意契約をしていると感じる。実態として随意契約しか方法がなかったもの と思うが。適用条文の該当性まで判断するべき。事務的なミスだと思うが地方自 治法と地方自治法施行令の記載誤りなどもある。そもそも事務の原点に戻ること

が大切。

委員長 条文の適用については本来説明すべき。

事務局 審査会の場では条文と県が作成したチェックシートの該当について説明してい

る。

という検討を徹底したら、契約の段階であれ、審査会の場であれ、チェック機能

が果たされていたのではないかと思う。

委員 審査会の段階で口約束でしたということも言っているのか。伏せて説明している

のか。どっちだったのか。

委員長 契約事務として正しかったのかを見る観点から、審査会がどう行われていたのか

が重要である。どういう情報に基づき審査会が判断したのかと言うことを知りた

\ \ \ ^ \c

発注機関 随意契約の理由については審査会の場で議論があった。

委員長 全員が事実を理解したまま行ったのか。

発注機関 埋解していた。

委員 それでは今後同様の事象が発生しても同じようにチェック機能が働かないので

はないか。

委員長 工務担当職員の教育だけでは済まず、審査会自体の教育も必要ではないのか。

今後も対応策として議論して欲しい。入札手続きとして議論してほしい。

委員会の意見も反映していただいたほうがいい。

今回の案件が見つかったのは監視委員会として機能していると思うが、案件ごとの委員会の審議が機能しているのかは疑問。今の説明では次どうあるべきか、ということにつながっていないと理解されてしまうし、委員会の形骸化を指摘されてしまうと思う。

事務局

審査会では随意契約の理由のみをチェックしていた。工事がすでに終わっている ことや年度が昨年度の案件であるということの認識が薄く、契約で支払うものと して捉え、審査会の審議に諮ること自体に疑問を持てていなかった。

支払うことは義務としてあるが、実際は、そこで契約をすべきだったのか。どういう方法があったのか。その時の問題点を把握したうえで議論をすすめるべきであった。この考えがないとこの問題は解決しないと認識している。

今回の案件に対して何が正しい対応方法かは正直まだ見つかってない。加えて認識が甘いという点についても今後の対応を考えていくこととしている。

研修のみの対応で済ませるわけにはいかなく、情報を共有し審査会のメンバーであるとか、しかるべき立場の者も認識をしっかり持って県として共有していく。 この委員会でもご意見を伺って適切な契約審査を行うために反映させていきたい

委員長

監視委員会の審査の範囲外かもしれないが、入札契約事務の進め方も含めて検討して欲しい。

委員

追加試験の必要性の判断はいつ頃の判断か。

事務局

2月の時点で最初に試験の実施が必要と判断した。結果によっては追加試験の検 討の必要性が出てくるものであった。別の設計で検討していたため結果を待っ て、契約は設計が終わってから契約を1回で済まそうとしていた。

委員長

あるべき手順を踏んでいたとしたら着手がどれぐらい遅れるものか。

事務局

審査会などの手続きも含め2週間ほどと思う。現場も遅れない。

委員

それであれば、随意契約を省略する理由がないと思う。

事務局

他の工事も含め1回の契約で対応したい、という誤った認識が関係していると思う。

委員

何度も随意契約を結ぶ必要があるからか。

事務局

随意契約をし、その後は変更契約での対応も考えられたと思う。

他の工事内容も含めて1回でという認識が誤っていた。

委員

追加試験が必要と判断されれば、その追加試験の契約内容に口頭指示の内容を追加するつもりだったとのことだが、指摘しているのはこれを知ったうえで、審査会が開かれていること。

委員長

どこにチェック機能があって、どうすれば不適切事案にならないようにできるのかということを考えて欲しい。

県の中で検討して、ある程度対応が固まれば紹介していただくようお願いする。 (各委員了承)

その他 (報告事項)

報告機関 PFI 事業に係るガイドラインを改正し、施工体制台帳等の確認を行うこととす

る。

委員 施工体制台帳は何に用いるのか

報告機関 元下関係の体制や、契約関係のチェックに用いることができる。

委員 このガイドラインは一般に公開されるのか。

報告機関 公開されている。HPなどでも確認が可能である。

以上